

杉並区交流協会規約

平成 18 年 3 月 23 日
規約第 1 号

改正 平成 20 年 4 月 17 日
改正 平成 25 年 9 月 27 日
改正 平成 29 年 10 月 26 日
改正 平成 31 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この団体の名称は、杉並区交流協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を杉並区阿佐谷南 1 丁目 14 番 2 号に置く。

(目 的)

第3条 協会は、杉並区における国内・国際交流の推進を図ることにより、活力のある開かれた地域社会の発展と心豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 在住外国人の支援に関する事業
- (2) 国内外の自治体交流の促進に関する事業
- (3) 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 役 員

(種別及び選任)

第5条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15 名以内
- (2) 監 事 2 名以内

2 理事及び監事は、理事会において選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長、1 人を常務理事とし、理事の中から互選する。ただし、理事のうちに杉並区区民生活部地域活性化担当部長（以下「地域活性化担当部長」という。）である者があるときは、副理事長のうち 1 人は、当該者でなければならないものとする。

5 監事には、協会の職員が含まれてはならない。

6 必要に応じて協会に、顧問を置くことができる。

(職 務)

第6条 理事長は、協会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長（区民生活部長である理事長を除く。）がその職務を代理する。
- 4 常務理事は、協会の日常業務を掌理する。
- 5 理事は理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、協会の業務及び財産について、次の各号に規定する職務を行う。
 - (1) 協会の財産状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。
- 7 顧問は、協会からの求めに応じ、専門的意見・助言を行う。

(任 期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第8条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

(費用弁償等)

第9条 役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

第3章 理 事 会

(権 能)

第10条 理事会は、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他協会の運営に関する重要な事項

(招 集)

第11条 理事会は、第6条第6項第4号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的となる事項を示して、理事会招集の請求があったときは、速やかにこれを招集しなければならない。

(議 長)

第12条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第13条 理事会は理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第14条 理事会の議事は、この規約において別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 委員会

(委員会)

第15条 理事長は、協会で実施する事業の企画・運営等に関して専門的意見・助言等を得るため、必要に応じて委員会を設置することができる。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 協会に事務局を置く。事務局は協会の事務を処理する。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は、別に定めるところにより、理事長が任免する。

第6章 財産及び会計

(財産)

第17条 協会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 寄附金品
- (5) 補助金
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第18条 協会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第19条 協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第20条 協会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長がこれを編成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び予算の変更をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、急を要する事業であつてかつ別に定めるところによる軽微な事業の実施及び予算の変更については、理事長の専決処分することができる。この場合は、直近の理事会において理事の過半数による承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第21条 協会の事業報告、財産目録、収支決算書は、毎会計年度終了後2か月以内

に理事長が作成し、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。
(会計年度)

第22条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第23条 この規約は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第24条 協会は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得て解散する。

2 協会の解散に伴う残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得て、杉並区又は協会と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第8章 雑 則

(委 任)

第25条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 協会の平成18年度の事業計画及び収支予算は、第20条第1項の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。
- 3 改組前の杉並区文化・交流協会の理事長及び副理事長は、協会の後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

附 則

この規約は、平成20年4月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年9月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年10月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。